



平成 22 年 1 月 27 日(水)

教育資金づくりや相続対策など 幅広いお客さまのニーズにお応えするための 保険商品の拡充について

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、教育資金づくりや相続対策などのお客さまのニーズにお応えするため、このたび下記の二つの新・保険商品を取り扱いすることといたしましたので、お知らせします。

このたびの保険商品の拡充により、生命保険の取扱商品は9社、22商品、損害保険の取扱商品は3社、3商品となり、より幅広いお客さまのニーズにお応えすることができることとなります。

記

1 新・保険商品

保険商品名	引受保険会社
アフラックの夢みるこどもの学資保険 無配当<こども保険[2009]>	アメリカンファミリー生命保険会社
ふるは〜とJロード 無配当終身保険(一時払い)	住友生命保険相互会社

※ 商品の詳細については、別紙「商品概要」をご参照ください。

2 新・保険商品の主な特徴

(1)「アフラックの夢みるこどもの学資保険」

- ① 受け取る「学資一時金」と「学資年金」の総額が、払込保険料総額を上回る貯蓄型の保険です。
- ② 契約者に万一のことがあった場合、保険料の払込が不要となる「保険料払込免除特則」を付加できます。
- ③ 保険料の払込期間を「学資年金の受取開始年齢まで」、もしくは「教育費の負担が重くなる前まで」(10歳払済)から選択できます。
- ④ 大学入試前に必ず受け取れるように「学資年金の受取開始年齢」を17歳と18歳から選択できます。

(2)「ふるは〜とJロード」

- ① 職業告知のみで満年齢15歳～85歳までの方が加入できます。
- ② 円建て・定額で契約時に解約返戻金・死亡給付金・災害死亡給付金・死亡保険金は確定します。
- ③ 一時払い保険料相当額を上回る保障があります。
- ④ 保険期間中でも年金として受け取ることができます。



トマト銀行

BANK NEWS RELEASE

<http://www.tomatobank.co.jp/>

- 3 取扱開始日
平成22年 2月 1日(月)
- 4 取扱店舗
東京支店を除く57カ店

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業企画部 山本 TEL 086-221-1019

商 品 概 要

保 險 会 社 名	アメリカンファミリー生命保険会社					
商 品 名	アフラックの夢みるこどもの学資保険					
商 品 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受け取る「学資一時金」と「学資年金」の総額が、払込保険料総額を上回る貯蓄型の保険。 ・ 契約者に万一のことがあった場合、保険料の払込が不要となる「保険料払込免除特則」を付加できる。 ・ 保険料の払込期間を「学資年金の受取開始年齢まで」、もしくは「教育費の負担が重くなる前まで」（10歳払済）から選択できる。 ・ 大学入試前に必ず受け取れるように「学資年金の受取開始年齢」を17歳と18歳から選択できる。 					
契 約 年 齢	学資年金 支払開始 年齢	死亡保障 期間	保険料 払込期間	被保険者 契約年齢	契約者契約年齢	特則
	18歳	18歳まで	18歳払済	0歳～満7歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料払込免除特則付 男性 満18歳～満50歳 女性 満16歳～満50歳 ・ 保険料払込免除特則なし 年齢制限なし 	保 険 料 払 込 免 除 特 則
			10歳払済	0歳～満5歳		
	17歳	17歳まで	17歳払済	0歳～満7歳		
			10歳払済	0歳～満5歳		
保 障 内 容	学資一時金	被保険者が満14歳10カ月に達した日の直後の2月1日に生存しているとき		基準学資年金額※の50%		
	学資年金	被保険者がそれぞれの学資年金支払日に生存しているとき		第1回学資年金：基準学資年金額 第2～4回学資年金：基準学資年金額の50%		
	死亡給付金	被保険者が死亡保障期間中に死亡したとき		既払込保険料相当額		
※基準学資年金額：第1回学資年金額						
保 険 料 払 込 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全期払：18歳払済・17歳払済 ・ 10歳払済：10歳払済 					
保 険 料 払 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月払・半年払・年払 ・一括払（全期前納） 					
契 約 者 の 範 囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の父、母、二親等以内の親族。 					
中 途 解 約	<p>解約払戻金の額は契約時の契約者・被保険者の年齢や保険料の払い込み年数などにより異なる。</p>					
告 知	「保険料払込免除特則」を付加する場合は告知が必要					

（平成22年2月1日現在）

商 品 概 要

保 険 会 社 名	住友生命保険相互会社		
商 品 名	ふるは一とJロード		
商 品 内 容	無配当新終身保険（一時払い）		
商 品 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満年齢 15 歳～85 歳まで加入できる ・ 健康状態に関わらず職業告知のみで加入できる ・ 円建て・定額で契約時に解約返戻金額等は確定する ・ 解約返戻金は 3～4 年後に一時払い保険料相当額に到達する ・ 一時払い保険料相当額を上回る保障を準備できる ・ 保険期間中でも年金として受け取ることが出来る ・ 死亡保険金受取人は被保険者からみた続柄が「配偶者、子の配偶者または 3 親等以内の血族」の範囲内で指定できる 		
加 入 年 齢 範 囲	15～49 歳：第 1 保険期間 10 年 50～85 歳：第 1 保険期間 5 年		
給 付 内 容	時期	給付内容	給付金額
	第 1 保険期間中	災害死亡保険金	第 2 保険期間の死亡保険金額と同額
		死亡給付金	一時払い保険料相当額
	第 2 保険期間中	死亡給付金	死亡保険金額
取 扱 保 険 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高一時払保険料：15～49 歳 7,000 万円、50～59 歳 1 億円、60～85 歳 2 億円 ・ 最低一時払保険料：200 万円 		
付 加 可 能 な 特 約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金支払特約 I 型（遺族年金） 被保険者が亡くなった際の死亡保険金など全部または一部を一時金受取にかえて、遺族年金として受取。 ・ 年金支払移行特約 被保険者が生存している場合に、年金支払移行特約を付加することにより将来の終身保障の全部または一部にかえて年金で受取できる。 		
中 途 解 約	解約返戻金は契約時に確定 契約後一定期間は解約返戻金額が一時払い保険料を下回る 第 1 保険期間の解約返戻金額は一時払保険料相当額が上限		
告 知	職業告知のみ		

（平成 22 年 2 月 1 日現在）